

# 堺市子ども・子育て総合プラン

(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)

## 骨子案

令和元年 10 月

堺 市

## 目次（構成案）

### 第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象

### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

### 第3章 子ども・子育て支援施策の推進

1. 施策体系図
2. 推進事業

### 第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

1. 教育・保育
2. 地域子ども・子育て支援事業

### 第5章 計画推進に向けて

1. 関係部局の連携による事業推進
2. 「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理

### 資料編 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

1. 妊娠・出産・低年齢児を取り巻く状況
2. 就学前・就学後から青少年期にいたる状況
3. 支援が必要な子どもを取り巻く状況
4. 子ども・子育て支援に向けた環境の動向

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、家族構成の多様化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

堺市では、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、平成27年から5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども子育て支援事業」の他、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進してきました。

本計画は、「堺市子ども・子育て総合プラン(第二期堺市子ども・子育て支援事業計画)」と称して、これまでの取組成果を引き継ぎつつ、新たな課題やニーズを反映した妊娠・出産から乳幼児期、学童期、青少年期に至る切れ目のない本市の子ども・子育て施策を総合的に推進する計画として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

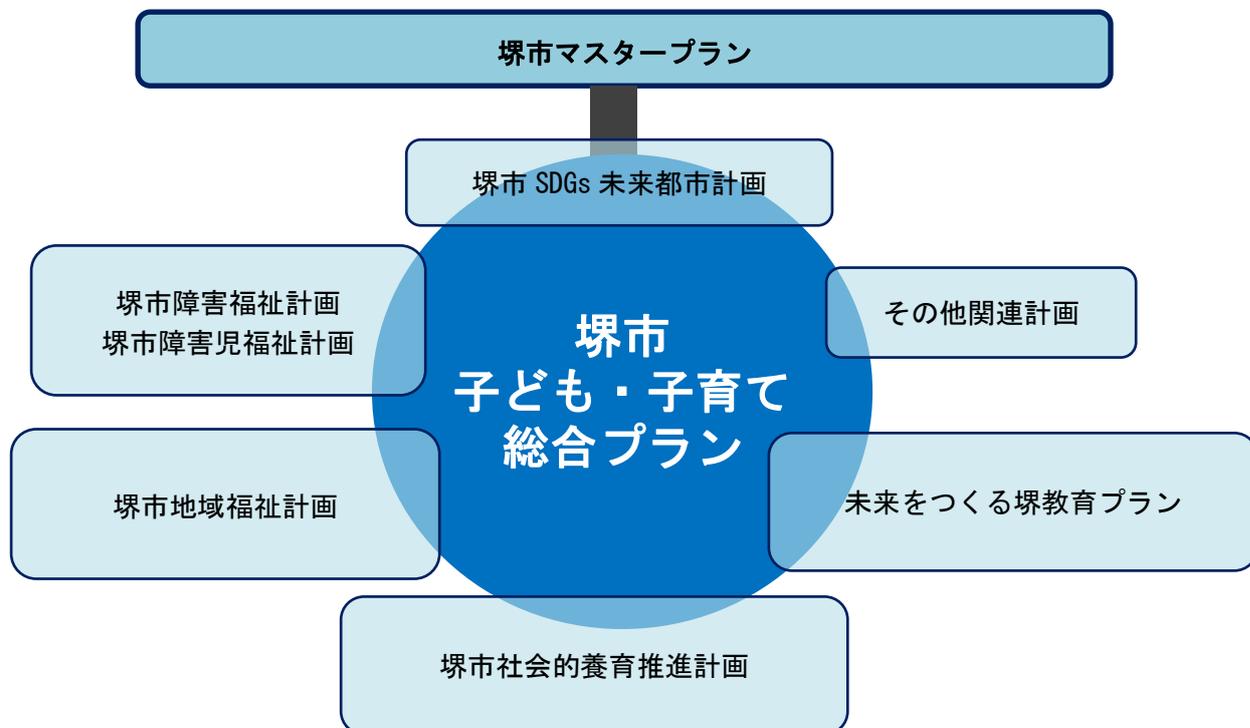
### (1) 計画の性格

本計画は、妊娠・出産から、乳幼児期、学童期、青少年期に至る切れ目のない子ども・子育て施策を総合的に推進するための計画として、本市における子ども・子育てに関する事業を総括するものであることから、以下に掲げる子ども・子育て等を対象とする計画を包含したものととして策定しています。

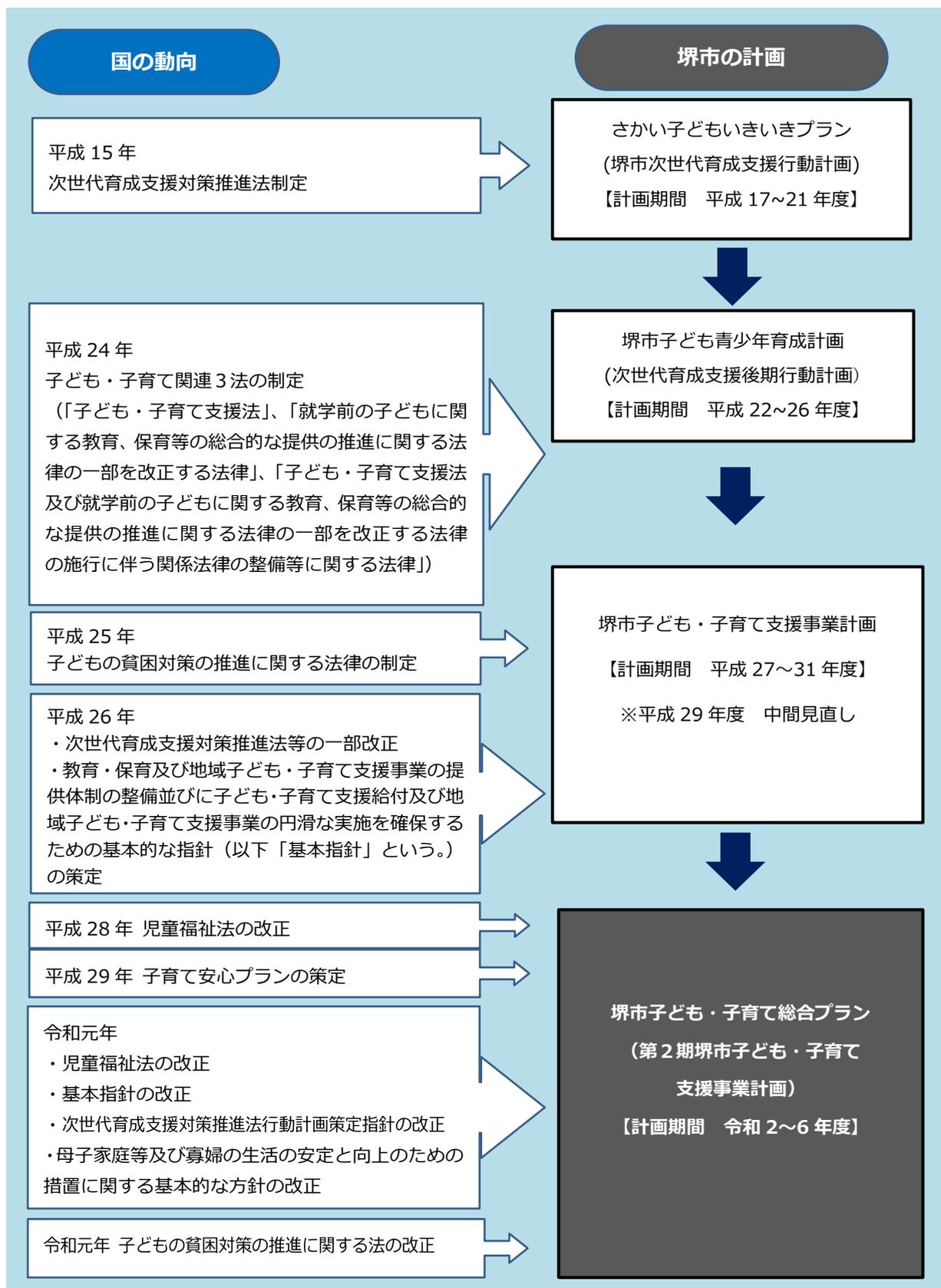
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を踏まえた事業計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策のための計画

## (2) 関連計画

本計画は、本市の関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進にあたっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。



### (3) 計画の背景



### **3. 計画の期間**

この計画は、令和2年度（2020年度）から、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

### **4. 計画の対象**

この計画の対象は、出産前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの概ね18歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に施策を展開します。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

全ての子どもたちの人権が尊重され、保護者と地域がともに  
子どもの健やかな成長を実感できるまちの実現

#### 《全ての子どもたちの人権が尊重されるまち》

児童福祉法では、子どもが権利の主体であること、意見が尊重されることが掲げられています。児童虐待防止対策など、全ての子どもたちの権利を擁護する仕組みの構築に取り組んでいきます。

#### 《子どもの健やかな育ちの推進》

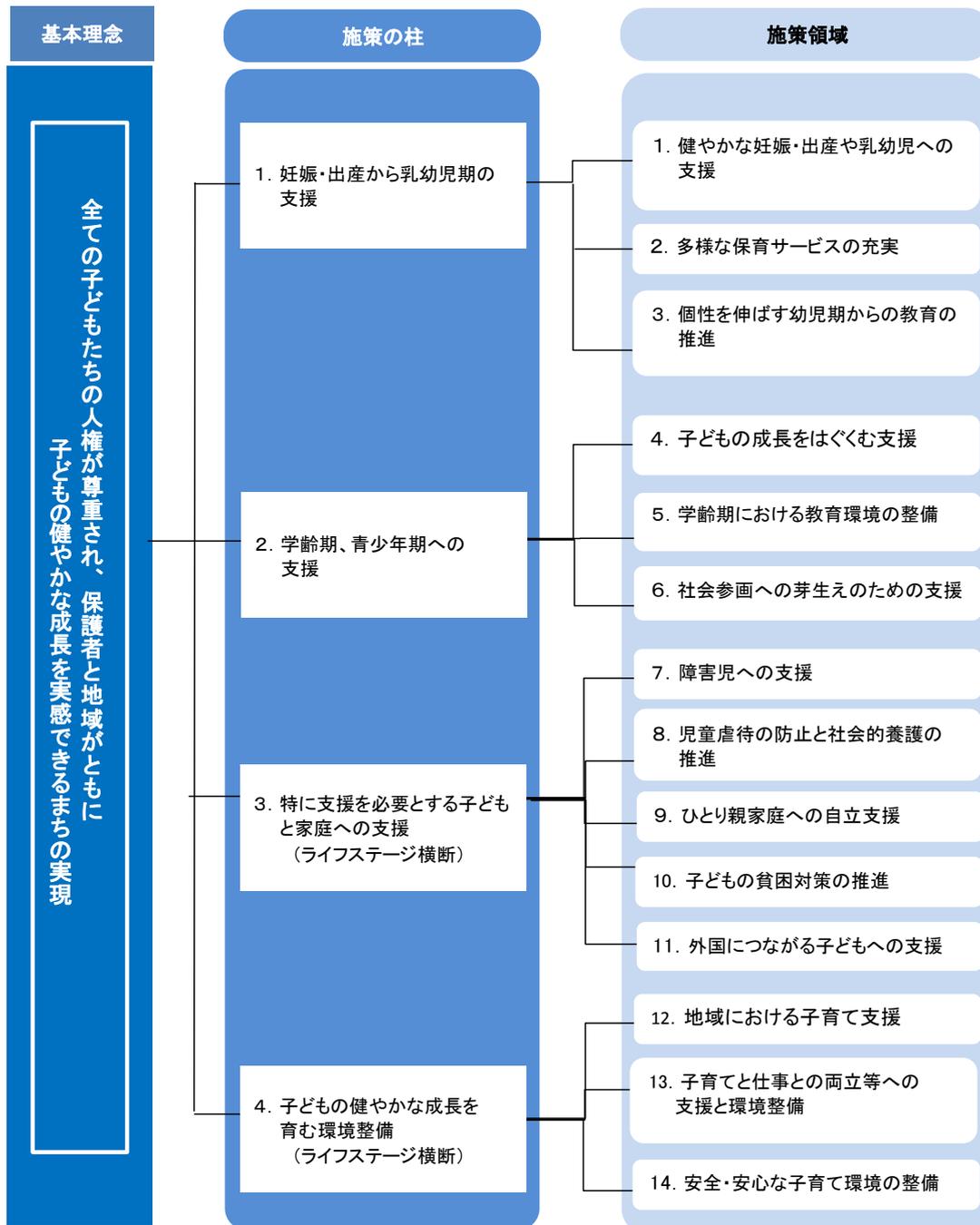
子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方が基本とされています。社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを推進していきます。

#### 《保護者と地域がともに子どもの健やかな成長を実感できるまちの実現》

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育てや子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。そのような中、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子育てや子どもの成長を実感できるまちを実現します。

# 第3章 子ども・子育て支援施策の推進

## 1 施策体系図



## 2 推進事業

### (1) 妊娠、出産から乳幼児期の支援

#### 1. 健やかな妊娠・出産や乳幼児への支援

事業名	事業概要・現状（平成30年度末時点）	令和6年度 目標事業量等
<div data-bbox="360 703 1230 891" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><b>第1回堺市子ども・子育て会議 資料</b></div>		

## 2. 多様な保育サービスの充実

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

### 3. 個性を伸ばす幼児期からの教育の推進

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## (2) 学齢期・青少年期への支援

### 4. 子どもの成長をはぐくむ支援

事業名	事業概要・現状（平成30年度末時点）	令和6年度 目標事業量等

## 5. 学齡期における教育環境の整備

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 6. 社会参画への芽生えのための支援

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

### (3) 特に支援を必要とする子どもと家庭への支援

#### 7. 障害児への支援

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 8. 児童虐待の防止と社会的養護の推進

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 9. ひとり親家庭への自立支援

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 10. 子どもの貧困対策の推進

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 11. 外国につながる子どもへの支援

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

#### (4) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

##### 12. 地域における子育て支援

事業名	事業概要・現状（平成30年度末時点）	令和6年度 目標事業量等

### 13. 子育てと仕事との両立等への支援と環境整備

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 14. 安全・安心な子育て環境の整備

事業名	事業概要・現状（平成 30 年度末時点）	令和 6 年度 目標事業量等

## 第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策

### 1. 教育・保育

#### (1) 教育・保育提供区域について

本市では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、利用実態に応じて、次のとおり提供区域を設定します。

#### 【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育	1号認定	1区域 (全市)
	2号認定	7区域 (区ごと)
	3号認定	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	1区域 (全市)
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て援助活動支援事業	
	子育て短期支援事業	
	時間外保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	放課後児童健全育成事業	
	妊婦健康診査	

**(4) 教育・保育 供給体制の確保方策**

**【資料2-1】～【資料2-8】 参照**

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第 1～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

事業名
利用者支援事業
みんなの子育てひろば事業
地域子育て支援センター事業
キッズサポートセンターさかい事業
民間保育所等一時預かり事業（民間保育所等）／ 堺市一時保育事業（公立認定こども園）
幼稚園型一時預かり事業
市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施
乳児家庭全戸訪問事業
育児支援ヘルパー派遣事業
子育てアドバイザー派遣事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て短期支援事業
時間外保育事業
病児保育事業
放課後児童健全育成事業
妊産婦健康診査
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））

①利用者支援事業

第1回堺市子ども・子育て会議 資料

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 関係部局の連携による事業推進

#### (1) 庁内における関係部局の連携強化

本計画の推進に当たっては、多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、子ども・子育て支援に係る施策の関係部局間の連携を図り、総合的かつ円滑な実施を推進していきます。

#### (2) 市民・事業者・関係機関等との連携強化

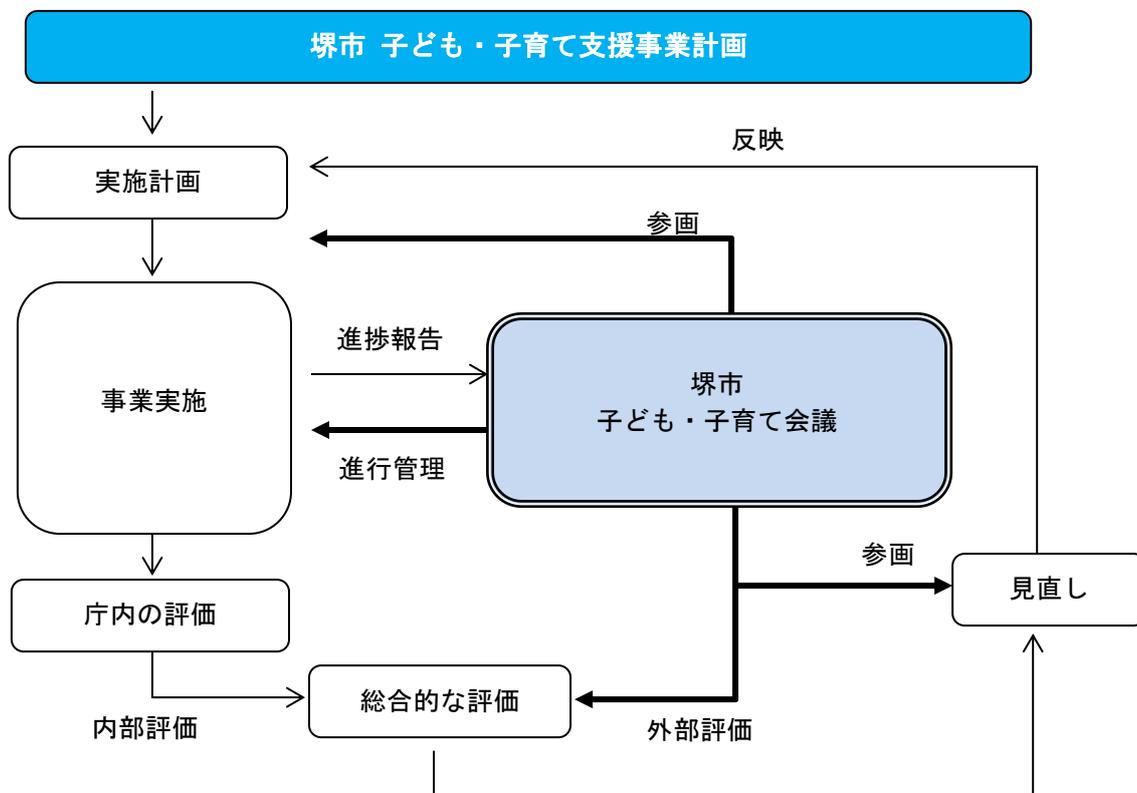
子ども・子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切です。子育て中の保護者や事業者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を進めていきます。

### 2. 「堺市子ども・子育て会議」による進捗管理

本計画に基づく施策の実施状況については、「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、PDCAサイクルマネジメントによる進捗管理を行っています。今後も点検・評価を行い、将来の需要の変動を視野に入れ、施策の改善につなげていきます。

また、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需給状況について、計画と実績が大きくかい離した場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて事業計画の見直しを行います。

計画の点検・評価体制案



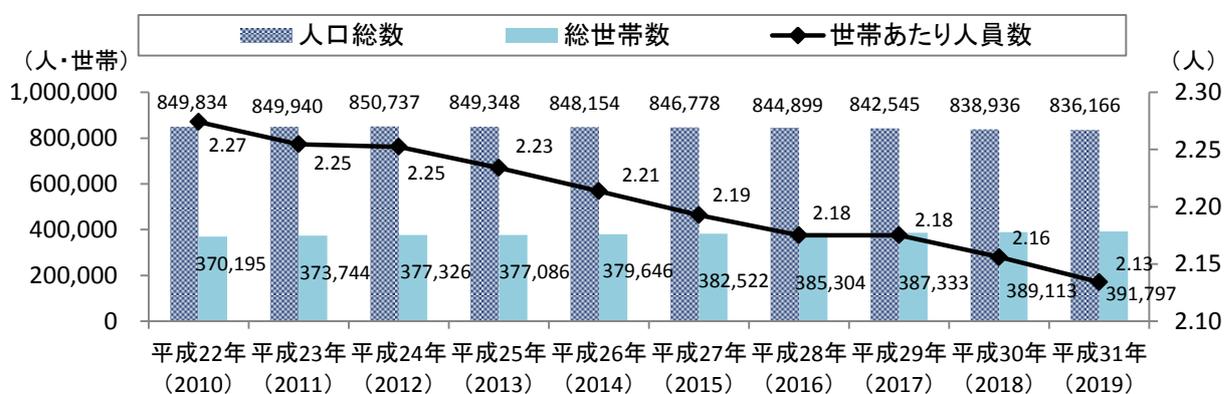
# 資料編 堺市の子ども青少年を取り巻く状況と課題

## 1. 妊娠・出産・低年齢児を取り巻く状況

### (1) 減少局面にある総人口

堺市の人口は、平成 25 (2013) 年より 84 万人台で推移し、概ね徐々に減少しています。世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。

図表 1 総人口世帯数の推移堺市の人口・世帯数の推移

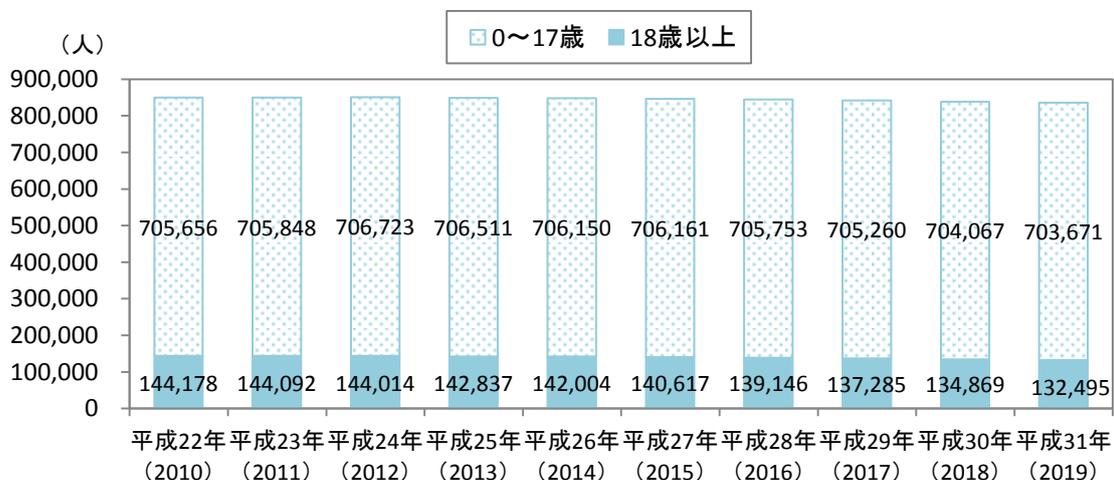


資料：堺市「住民基本台帳人口・世帯数」(各年 4 月 1 日現在)

### (2) 年齢区分別人口推移からみた少子化の進行

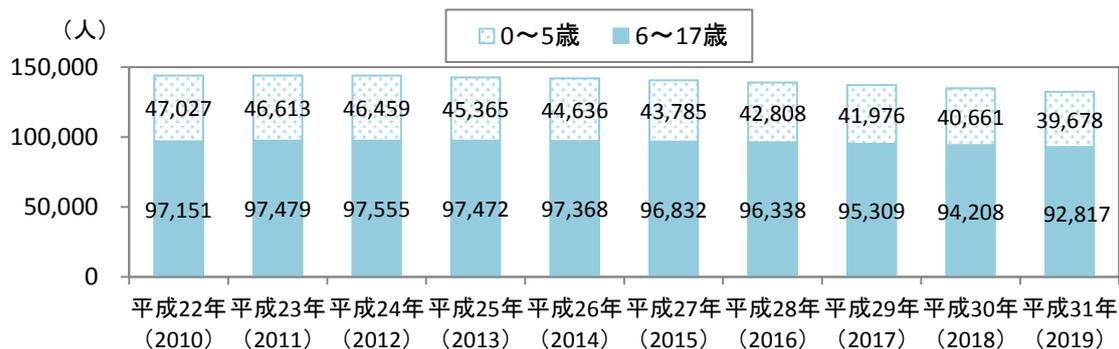
堺市の人口の推移をみると、18 歳までの人口減少率の方が、18 歳以上の人口減少率よりも高くなっています。

図表 2 人口の推移



資料：堺市「住民基本台帳」(各年 4 月 1 日現在)

図表3 18歳未満の子どもの人口の推移



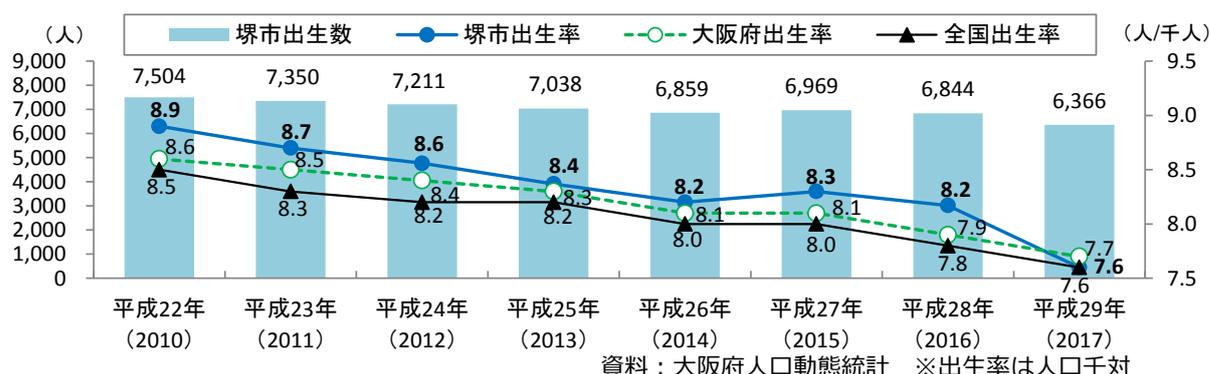
資料：堺市「住民基本台帳」(各年4月1日現在)

### (3) 出生に関する動向

堺市の出生数は、平成22(2010)年以降、減少傾向にあります。

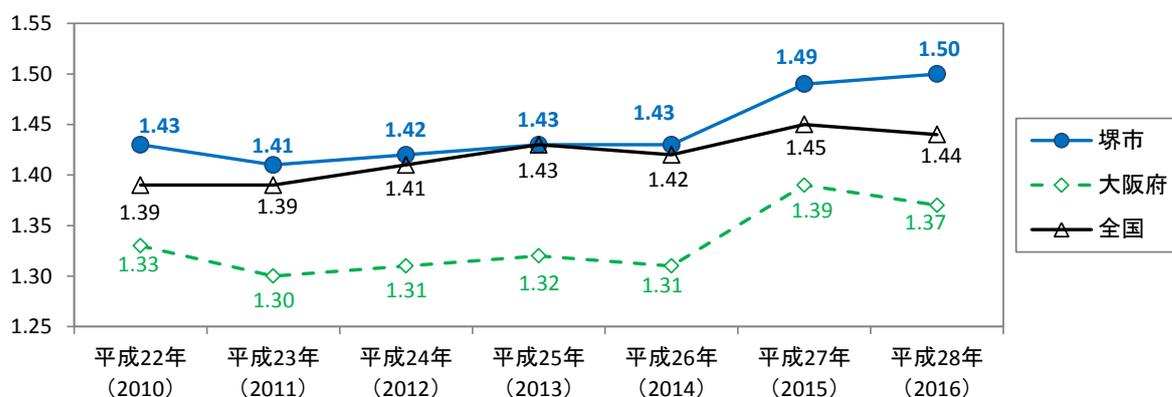
合計特殊出生率<sup>※1</sup>については、ベイズ推定値<sup>※2</sup>の最新値は1.42と国や府の値を上回っています。

図表4 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

図表5 合計特殊出生率の推移



資料：堺市調べ

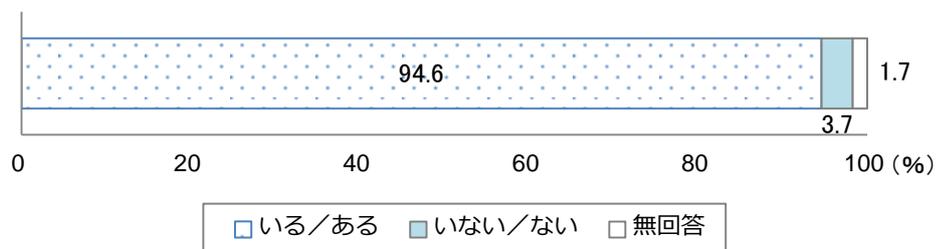
※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

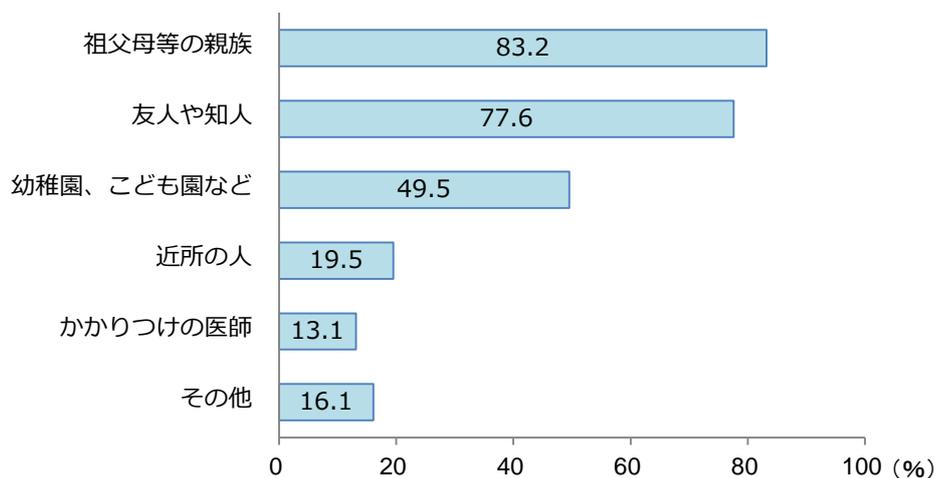
#### (4) 子育ての相談をできる人や場所

子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるか、また相談できる場所があるかたずねたところ、94.6%が「いる／ある」と回答しています。

図表 6 子育ての相談ができる人や場所



図表 7 子育てについての相談相手・場所



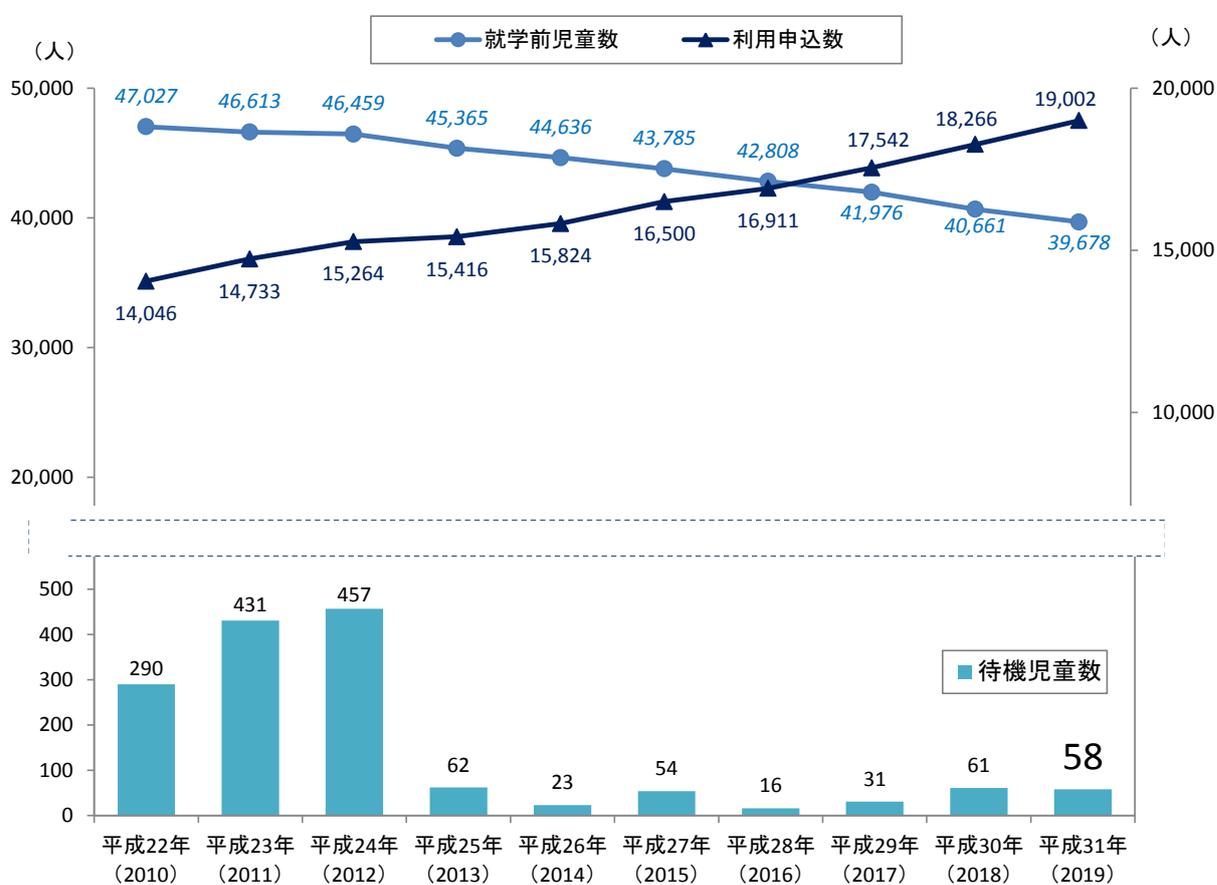
資料：「堺市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書」

## 2. 就学前・就学後から青少年期にいたる状況

### (1) 保育所の状況

平成 26 年度からの変化を見ると、保育所数、保育所定員、入所児童数のいずれも増加しています。待機児童数は、平成 28 年度に 16 人まで減少しましたが、平成 30 年度には 61 人に増加しています。

図表 8 保育所等利用待機児童数などの推移



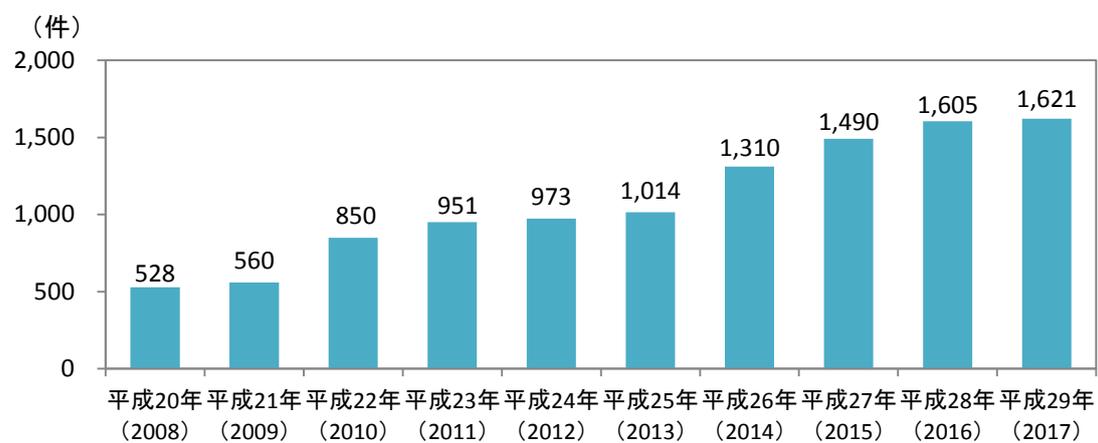
資料：堺市調べ

### 3. 支援が必要な子どもを取り巻く状況

#### (1) 堺市子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移

平成19年から子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移をみるとこの10年間で約3倍に増加しています。

図表 11 堺市子ども相談所での児童虐待・相談対応件数の推移



## (2) 子どもの貧困に関する状況

子どもの貧困対策のための計画として、関連事業の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認することで各事業の効果を検証し、必要な施策の検討などにつなげていきます。

### ① 教育の支援

指標	堺市	大阪府	全国
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.5% (H30.4.1)	95.1% (H29.3.1)	93.7% (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	48.9% (H30.4.1)	42.2% (H29.3.1)	36.0% (H30.4.1)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.2% (H30.4.1)	3.9% (H29.3.1)	4.1% (H30.4.1)
児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	95.0% (H30 年度)	100% (H30.5.1)	95.8% (H30.5.1)
児童養護施設の子どもの進学率（高校卒業後）	21.0% (H30 年度)	32.9% (H30.5.1)	30.8% (H30.5.1)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	53% (H30 年度)	—	45.2% (H29 年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	53% (H30 年度)	—	53.5% (H29 年度)
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	約 21% (H30 年度)	小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受ける体制がある。 H29 年度	66.0% (H29 年度)
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100% (H30 年度)	100% (H29 年度)	89.6% (H29 年度)
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	実施	—	65.6% (H29 年度)
新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況（小学校）※市町村の割合	実施	—	47.2% (H30 年度)
新入学児童生徒学用品等の入学前支給の	実施	—	56.8%

実施状況（中学校）※市町村の割合			(H30 年度)
------------------	--	--	----------

**(参考) ① 教育の支援（市のデータが示せないもの）**

指標	全国
ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7% （平成 28 年度）全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	96.3% （平成 28 年度）全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	59.5% （平成 28 年度）全国ひとり親世帯等調査
全世帯の子どもの高等学校中退率	1.3% （平成 29 年度調査）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
全世帯の子どもの高等学校中退者数	46,802 人 （平成 29 年度調査）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子）	予約採用試験段階：100% 在学採用段階：100% （平成 30 年度実績）独立行政法人日本学生支援機構調べ
日本学生支援機構の給付型奨学金利用者数（学校種別）	※高等教育の就学支援新制度については令和 2 年 4 月から開始

**(参考) ② 生活の支援（市のデータが示せないもの）**

指標	全国
滞納経験（電気、ガス、水道） （ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% （平成 29 年調査）生活と支え合いに関する調査
滞納経験（電気、ガス、水道） （子どものいる全世帯）	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% （平成 29 年調査）生活と支え合いに関する調査

指標	全国
過去 1 年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成 29 年調査) 生活と支え合いに関する調査
過去 1 年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（子どものいる全世帯）	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成 29 年調査) 生活と支え合いに関する調査
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成 29 年調査) 生活と支え合いに関する調査
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第 1～3 十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成 29 年調査) 生活と支え合いに関する調査

### ③ 保護者の就労支援

指標	大阪府	全国
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	76.4% (H27 年国勢調査)	80.8% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	89.0% (H27 年国勢調査)	88.1% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員、従業員の割合（母子世帯）	38.1% (H27 年国勢調査)	44.4% (H27 年国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員、従業員の割合（父子世帯）	65.1% (H27 年国勢調査)	69.4% (H27 年国勢調査)

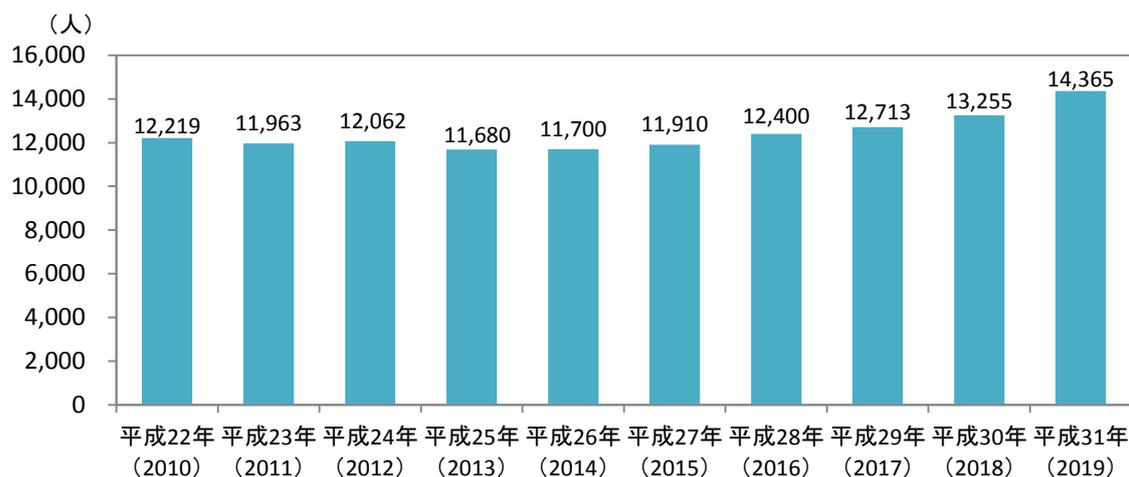
**(参考) ④ 経済的支援 (市のデータが示せないもの)**

指標	全国
子どもの貧困率 (国民生活基礎調査)	13.9% (平成 27 年)
子どもの貧困率 (全国消費実態調査)	7.9% (平成 26 年)
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (国民生活基礎調査)	50.8% (平成 27 年)
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (全国消費実態調査)	47.7% (平成 26 年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子家庭)	42.9% (平成 28 年 11 月 1 日現在) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子家庭)	20.8% (平成 28 年 11 月 1 日現在) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (母子家庭)	69.8% (平成 28 年 11 月 1 日現在) 全国ひとり親世帯等調査
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (父子家庭)	90.2% (平成 28 年 11 月 1 日現在) 全国ひとり親世帯等調査

### (3) 外国人の状況

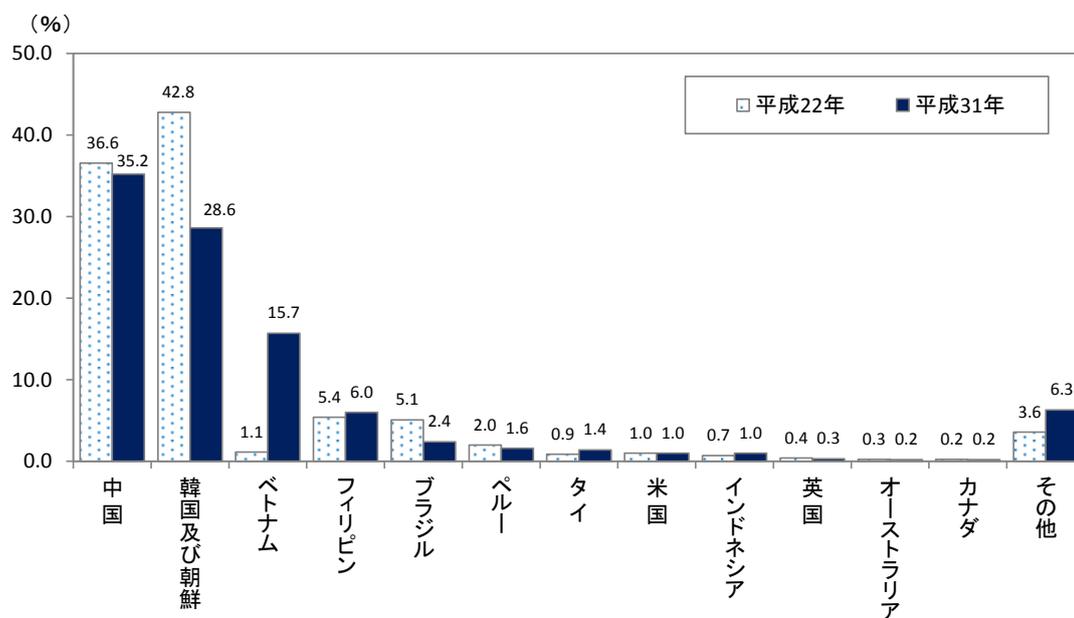
本市の住民基本台帳における外国人登録人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成31年に14,365人となっています。

図表 12 外国人登録人口の推移



資料：堺市「住民基本台帳人口」(各年3月末)

図表 13 国籍別人口割合

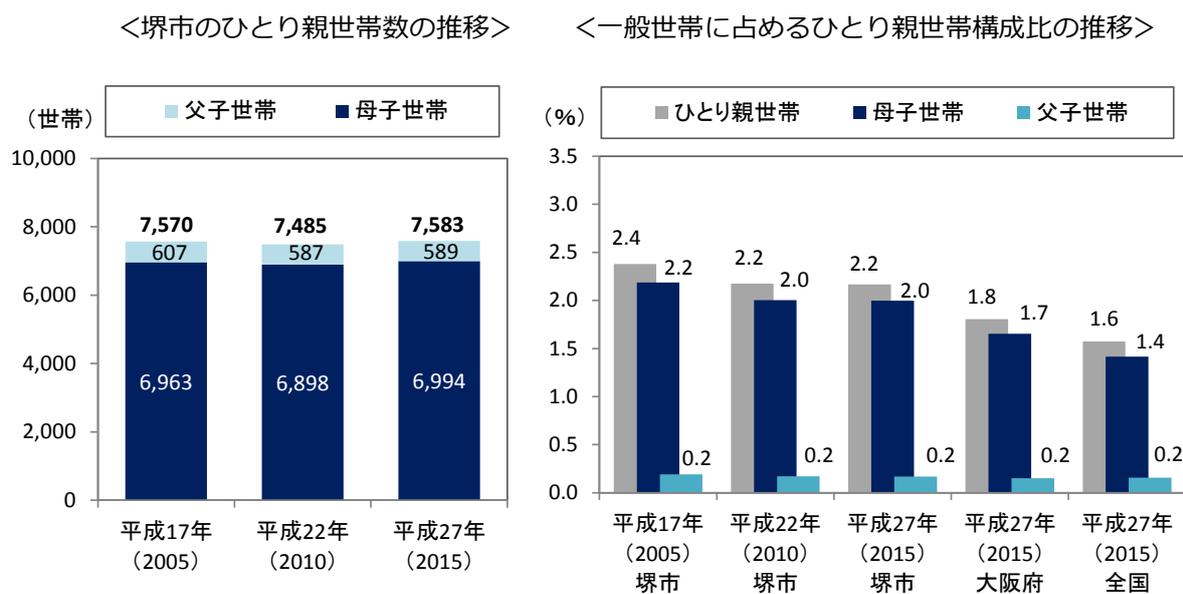


資料：堺市「住民基本台帳人口」(各年3月末)

#### (4) ひとり親世帯の状況

本市の平成 27 年のひとり親世帯数は 7,583 世帯となっています。一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は低下傾向で推移しています。うち、母子世帯の構成比は低下し続けていますが、父子世帯の構成比は、横ばいとなっています。

図表 14 ひとり親世帯の状況



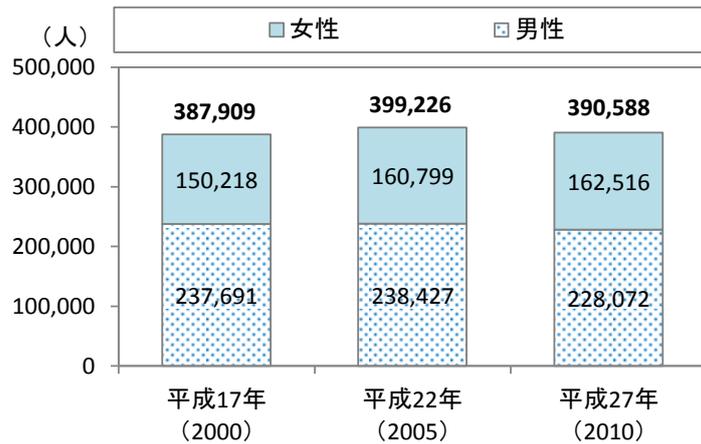
資料：総務省「国勢調査」

## 4. 子ども・子育て支援に向けた環境の動向

### (1) 労働力人口

労働力人口については、全体としては5年前より減少しているものの、女性は増加しています。

図表 15 労働力人口の推移

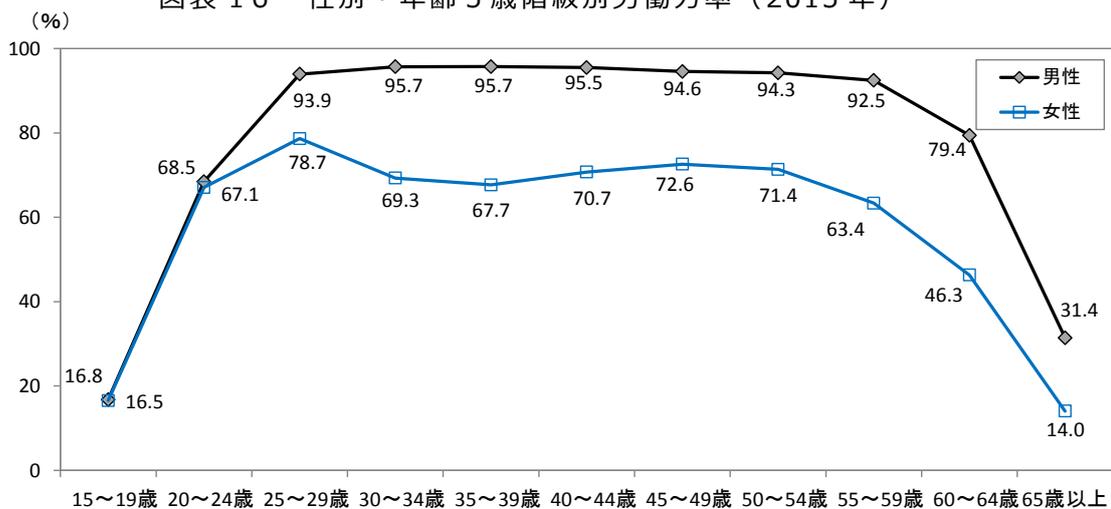


資料：総務省統計局「国勢調査」

### (2) 労働力率

堺市の2015年の年齢階級別・男女別の労働力率<sup>※4</sup>を見ると、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台と一定となっているのに対し、女性では、30～39歳で労働力率が6割台に落ち込んだのち高くなり、50歳以上から低下しています。

図表 16 性別・年齢5歳階級別労働力率（2015年）



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

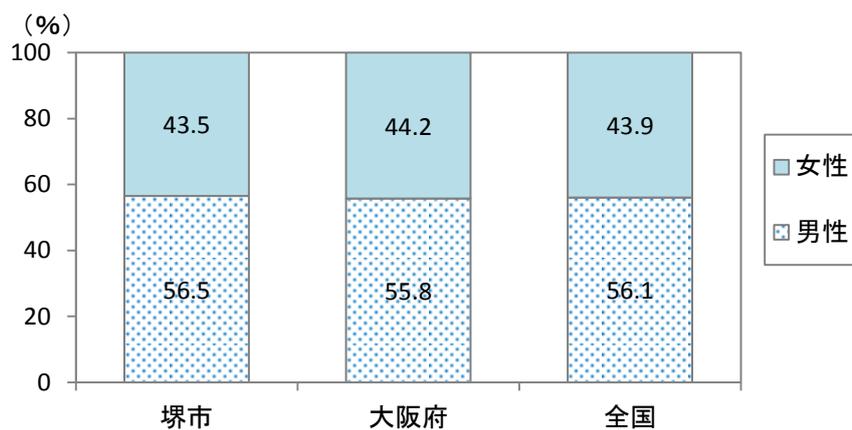
※3 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※4 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。

### (3) 就業状態

男女別就業者数について大阪府・全国と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、堺市 43.5%、大阪府 44.2%、全国 43.9%と大差はありません。有配偶の女性の占める割合は、堺市 23.9%となっており、大阪府の 23.5%よりは僅差で高いものの、全国の 25.9%に比べて低くなっています。

図表 17 男女別就業者割合の比較（2015年）



資料：総務省統計局「国勢調査」